2026 年 9 月 12 日

**司法令８－１，予備令８－１**

人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No. １］から［No. ３］）

ア．憲法の人権規定が性質上可能な限り法人（団体）にも適用されるとする見解は，高度に組織された現代社会においては，法人（団体）の活動を，これを構成する自然人の行為に分解・還元することは非現実的であるということを根拠にできない。［No.１］

イ．最高裁判所は，指紋押なつ拒否事件判決（最高裁判所平成７年１２月１５日第三小法廷判決，刑集４９巻１０号８４２頁）において，みだりに指紋の押なつを強制されない自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶとした。［No.２］

ウ．天皇・皇族も人権の享有主体としての「国民」に含まれると考えることは，皇位の世襲と職務の特殊性を理由に，その財産権に対して一定の制約がなされることを排除するものではない。［No.３

正解　ア２，イ１，ウ１

肢ア　２

現代社会において、企業などの法人は巨大な組織として活動しており、その活動のすべてを「背後にいる個人の集まり（自然人の行為)」にそのまま分解・還元して説明することは極めて非現実的です。 したがって、法人にも人権の主体性を認める有力な見解（および判例の背景にある考え方）では、まさにこの「分解・還元することが非現実的である」という点や「法人それ自体としての社会的実体があること」を重要な根拠の一つとして挙げます。

自然人の集合体と捉えることができない以上、法人そのもの独自の存在を認めるしかないということ

肢イ　１

外国人指紋押なつ拒否事件の最高裁大法廷（平成 7 年 12 月 15 日判決）は、憲法 13 条が保障する個人の尊重・自由の一環として「みだりに指紋の押なつを強制されない自由」を認め、これが我が国に在留する外国人に対しても**等しく及ぶ**（憲法上の権利として保障される）と判示しています。

外国人も性質上可能な限り，人権享有主体となる。人権の前国家性，国際協調主義。
みだりに指紋の押なつを強制されない自由は，解釈上，幸福追求権（プライバシー権のうちの自己情報コントロール権）にあたると思われる。

不作為を要求することであるので自由権，外国人にも保障される。

肢ウ　1
　８条，８８条

　天皇，皇族も国民ではある。しかし皇位の世襲と職務の特殊性から財産権について制約をしないと戦前のように財閥化してしまう。
　そこで，憲法上，制約を加えている（８条，８８条)。

## 司法令８－２

私人間における人権保障に関する次のアからウまでの各記述について，b の見解が a の見解の批判となっている場合には１を，そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No. ４］から［No. ６］）

ア．ａ． 基本的人権に関する憲法の規定は，国家と国民との関係だけではなく私人間の関係にも直接適用される。

ｂ．市民社会の原則である私的自治は，最大限に尊重されなければならない。［No. ４］

イ．ａ．私人の行為が高度に公的な機能を有している場合には，当該行為は国家の行為と同視され，基本的人権に関する憲法の規定が直接適用される。

ｂ．憲法上の権利に関して，国家と社会を分離する自由主義的国家論を採ることは当然視されるべきではない。［No. ５］

ウ．ａ． 基本的人権に関する憲法の規定は，私人間の関係には適用されず，国家と国民との関係にのみ適用される。

ｂ．近代憲法が前提としてきた憲法観や人権観は修正されるべきではない。［No. ６］

正解　ア１，イ２，ウ２

肢ア　×

ｂ．市民社会の原則である私的自治は，最大限に尊重されなければならない。

だから，

ａ． 基本的人権に関する憲法の規定は，国家と国民との関係だけではなく私人間の関係にも直接適用される。

意味は通らない。

「だから」ではなく，「しかし」なら，意味が通る。

b の私的自治を最大限尊重ということは，憲法上の規定は，適用しない方向に行く。

しかし，a の論調は，私人間の関係にも直接適用されると主張する。論調としては，ｂの適用しない考えと逆の立場に立っているからである。

肢イ　×

ｂ．憲法上の権利に関して，国家と社会を分離する自由主義的国家論を採ることは当然視されるべきではない。

「だから」

ａ．私人の行為が高度に公的な機能を有している場合には，当該行為は国家の行為と同視され，基本的人権に関する憲法の規定が直接適用される。

「だから」で意味が通る。

ｂは，自由主義的国家論をとることは当然視されるべきではない。
自由主義とは，国家不作為ということである。これが当然視されるべきではないということは，私的領域にも必要に応じて，介入を認めるべきという論調になる。
これを受けて，
ａがまさしく，介入な必要なケースについて直接適用されると言っているので，まさしく，「だから」で通ることになる。

ａとｂは順接関係なので，批判ではないとなる。

肢ウ　○
ｂ．近代憲法が前提としてきた憲法観や人権観は修正されるべきではない。
だから
ａ．　基本的人権に関する憲法の規定は，私人間の関係には適用されず，国家と国民との関係にのみ適用される。

だからで，意味が通る。

ｂ伝統的な考えは，公法と私法をわかる考え，適用しないが原則。
ａそのことを指摘している。

## 司法令８－３

法の下の平等に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. 7］）

ア．租税法の定立は，立法府の政策的，技術的な判断に委ねるほかはないことから，租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は，その立法目的が正当なものであり，かつ，当該立法に具体的に採用された区別の態様がその目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り，憲法第１４条第１項に違反しない。

イ．憲法が地方公共団体に条例制定権を認めている以上，地域によって取扱いが異なることは当然に予期されることであって，憲法もそのことを容認しているものと解されるが，同一の行為の取締りに関する罰則は全国一律に定めるべきであるから，各地方公共団体が定めた条例の間で法定刑が異なる場合は，憲法第１４条第１項に違反する。

ウ．公務上の災害によって地方公務員が死亡した場合に支給される遺族補償年金について，遺族が夫の場合にはその死亡当時に一定の年齢に達していることを受給の要件とするのに対し，妻の場合にはその要件を不要とするのは，性別によって同年金の受給の要件を区別しており，その区別に合理的な理由も認められないから，憲法第１４条第１項に違反する。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　4

肢ア　○
最高裁判所大法廷昭和 60 年 3 月 27 日判決

例示列挙，平等原則およぶ。合理的区別を許容。著しく不合理，平等違反。

政治裁量広い。その立法目的が正当なものであり，かつ，当該立法に具体的に採用された区別の態様がその目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り，憲法第１４条第１項に違反しない。

肢イ　×
地方の事実に応じて違いを一定の範囲の違いは強要される。
したがって，14 条 1 項に違反するとはならない。

各自治体は，団体自治で独立しており，法律の限定的かつ相当な委任の範囲で，罰則制定できる。

肢ウ　×

最高裁判例（最高裁平成 29 年 3 月 21 日第三小法廷判決など）では、まさにこの地方公務員災害補償法や労働基準法の遺族補償年金における男女の受給要件の差（妻には年齢制限がないが、夫には一定年齢以上等の制限があること）について、当時の社会経済情勢や男女の稼得能力の格差、遺族の生活保障の観点等を考慮し、「立法府の裁量の範囲内であって、憲法 14 条 1 項に違反するとはいえない（＝合憲）」

社会的に事実に基づく区別である。性別のみに着目してものではない。
専門的な判断としての，立法府の裁量の範囲内。

## 司法令８－４，予備令８－４

学問の自由に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. ８］）

ア．学問研究のうち内面的精神活動にとどまるものは，思想の自由と同様に絶対的に保障されるべきであるが，それにとどまらないものは，生命・健康に対する重大な危害に対処するため，法律により必要最小限度の制約を課すことも許される。

イ．最高裁判所は，憲法第２３条が大学において保障しているのは学問研究の自由と研究結果の発表の自由であって，大学の人事権及び施設と学生の管理権は大学の自治として伝統的に認められているものにすぎず，学問の自由の保障とは関係がないとした。

ウ．最高裁判所は，普通教育の場において使用される教科書も学術研究の結果の発表を目的とするものであるが，児童生徒には批判能力がなく，一方的な観念を児童生徒に植え付けるような内容の教育を施すことは許されないから，教科書検定制度は憲法第２３条の規定に違反しないとした。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　４

肢ア　○

内面的精神活動であれば，矛盾は生じないから，絶対保障。

そうでない者であれば，矛盾が生じうる。したがって，公共の福祉にしたがって，必要最低限の制約は許容されるべき。

肢イ　×

最高裁判例（ポースクロー事件・東大ポスター事件など）において、大学の自治は、学問の自由を保障するためには大学における人事権や施設管理権などの自治が必要不可欠であるとして、憲法 23 条の保障の範囲に含まれる（またはそれに由来する不可欠なもの）と解されています。「学問の自由の保障とは関係がないとした」とする部分は判例の立場に反しています。したがって、この記述は誤りです。

制度的保障として，大学の自治を認め，その核心部分に人事の自治と管理の自治があります。無関係ではない。

肢ウ　×

最高裁判例（第一次家永訴訟・平成 5 年 3 月 16 日最高裁判決）

教科書は，学術発表を目的とするものではない。

教科書は，国家教育権の内容として考えるべき。

等しく，中立，公正であることが予定される。
子どもの学習権に応えるべきものでなければならない。

## 司法令８－５

酒類販売業の免許制が憲法第２２条第１項に適合するか否かについて判示した最高裁判所の判決（最高裁判所平成４年１２月１５日第三小法廷判決，民集４６巻９号２８２９頁）に関する次のアからオまでの各記述について，誤っているものの組合せを，後記１から５までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. ９］）

ア．この判決は，職業の自由に対する規制措置の憲法第２２条第１項適合性については，一律に論じられず，具体的な規制措置の目的，必要性，内容，これによって制限される職業の自由の性質，内容及び制限の程度を検討し，これらを比較考量した上で慎重に判断すべきものであるとした。

イ．この判決は，酒類販売業の免許制について，沿革的には，酒税の国税全体に占める割合が高かった時代に，酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図る目的で採用された制度であり，社会状況の変化と租税法体系の変遷に伴い，その割合等が相対的に低下するに至った処分当時においてもなおこれを存置しておく必要性及び合理性があったかは議論の余地があるとした。

ウ．この判決は，酒類販売業の免許制について，いわゆる警察的・消極的規制とも，社会・経済政策的な積極的規制とも異なるものであるとの理解を明示した上で，その運用の過程において，既存の酒類販売業者の権益の保護のために利用されたような場合には，立法目的を逸脱し，違憲となり得るものとした。

エ．この判決は，いかなる課税方式とするかは立法府の政策的，技術的な判断に委ねるべきであり，酒類製造者を納税義務者とし，酒類製造者を免許制の下に置くことは必要かつ合理的な措置といえるが，酒税の確保を図るため，酒類製造者がその販売代金を円滑に回収し得るよう，酒類販売業までを免許制にしなければならない理由は強くないとした。

オ．この判決は，租税法の定立につき，国家財政，社会経済，国民生活等の実態に関する正確な資料を基礎とする立法府の判断に委ねるほかなく，租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るための職業の許可制は，必要性と合理性に関する立法府の判断が政策的，技術的な裁量の範囲を逸脱した著しく不合理なものでない限り，憲法第２２条第１項に反しないとした。

１．ア　イ　　２．ア　オ　　３．イ　ウ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　４

肢ア　○

２２条１項の適合性について，柔軟に判断している。

従来は，小売市場，薬事法など，定型判断が行われたが，時代が進み，同じ経済的自由である森林法などでは，総合判断するものもあらわれた。

本判例も，実質判断のトレンドにしたがって，総合判断しているものと思われる。

肢イ　○

酒税の歴史は，古く戦前からある。日本国が，戦費を調達するために，古くは，酒税が45%近く占める時代もあった。判決当時は2-3%。

議論の余地があるとしたと点で，少し踏み込んだ判断とも思えるが，定量的なデータを確認する限りでは，言及しないといけないと判断したと思われる。

もっとも，立法裁量を尊重し，合理性の範囲としている。

法令審査を行うにあたり，立法事実を判断したという意味で，重要である。

肢ウ　×

一般的に，仮定的な違憲判断はしない。憲法判断回避のルール。

附随的に審査する。事実から離れた判断は基本しない。次に，違憲判断を回避する。

また，行政法上の厳密な整理で言えば、「許可」は一般的に禁止されている行為を特定人に対して解除する行為（例：薬局開設の許可など)、対して「免許」は特定の資格や地位を与える行為（あるいは特許に近い性質を持つものなど）として、根拠法や法的性質のニュアンスが使い分けられることがあります。

厳密には違うのに，先例として取り上げて判断を絞めることはしない。

肢エ　×

「政治裁量（立法裁量）に踏み込んで免許制を否定することはできない」というご指摘の結論自体は、まさにその通りです。最高裁は酒税確保における販売業の流通管理の重要性を認め、広範な立法裁量の内側である。

肢オ　○

この判決は，租税法の定立につき，国家財政，社会経済，国民生活等の実態に関する正確な資料を基礎とする立法府の判断に委ねるほかなく，租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るための職業の許可制は，必要性と合理性に関する立法府の判断が政策的，技術的な裁量の範囲を逸脱した著しく不合理なものでない限り，憲法第２２条第１項に反しないとした。

まさしく，専門的技術的判断，政治裁量の問題。

必要な制限かと言えば，性と合理性に関する立法府の判断が政策的，技術的な裁量の範囲を逸脱した著しく不合理なものでない限り，憲法第２２条第１項に反しないといえる。